

平成 25 年度

新 和 田 ト ン ネ ル 有 料 道 路
換 気 設 備 改 修 工 事

特 記 仕 様 書

平成 25 年 5 月

長 野 県 道 路 公 社

一般事項

本特記仕様書は、新和田トンネル有料道路、トンネル換気設備改修及び点検整備工事に関する一般事項を示すものとし、長野県土木部制定土木工事共通仕様書と共に、仕様書を構成するものとする。

1 工事件名

1-1 工事名 平成25年度新和田トンネル有料道路
換気設備改修及び点検整備工事

1-2 場所 小県郡長和町和田～諏訪郡下諏訪町丁字(新和田トンネル)

1-3 工事期間 210日間

2 関係法令及び規格基準

本工事は次の法令、規格等に従い施工する。

- (1) 日本工業規格 (JIS)
- (2) 日本電気規格調査会標準規格 (JEC)
- (3) 日本電気工業会標準規格 (JEM)
- (4) 日本電子機械工業会規格 (EIAJ)
- (5) 電気設備技術基準
- (6) 電気用品安全法
- (7) その他関係法令及び規格

尚、現行電気用品安全法の適用をうけるものは、形式承認済みのものとする。

3 一般工事概要

3-1 工事内容

本工事は、長野県道路公社が管理するトンネル内に設置されている換気設備(ジェットファン・手元開閉器箱・電源線)の更新及び点検整備(羽根車・ペアリング等交換)を行い、換気設備の機能・品質を向上させ、あわせてジェットファンへの安定した電力供給を向上させるための改修工事を主たる内容とするものである。機器製作にあたっては、受注後速やかに既設設備について調査把握をし、再使用する機器との関連を十分考慮した上で、製作を行うものとする。

3-2 工事範囲

本工事は設計図書に示された範囲とする。

3-3 官公庁その他手続き及び検査

本工事に必要な電気関係申請及び道路関係の申請手続きは、本工事請負人が行うものとし、その費用は本工事請負人の負担とする。

但し、これに要する関係図書はそれぞれ関係者より、本工事請負人に提供するものとする。

- (1) 経済産業局自家用電気工作物申請(必要な場合)
- (2) 道路関係占用許可申請及び届出(必要な場合)
- (3) 予備試験
- (4) 官公庁検査(必要な場合)
- (5) その他

3-4 施工図、その他

必要のある場合は、この工事の竣工図を遅滞なく請負者が作成して、監督員の承認をうけること。

3-5 他工事との取合せ

時期的に他工事との取合せが必要な場合は、あらかじめ監督員の指示に従い双方の請負者において協議の上、工事の進行に支障のないようにすること。

3-6 施工上の注意

本工事は、供用開始しているトンネル設備の改修工事であるため、施工にあたっては機能停止時間を最小限におさえること及びトンネル内片側通行及び全面通行止規制にて行う為、期日、期間等については事前に監督員と打合せ行うものとする。

3-7 使用機材

本工事に使用する機材は、製造業者を指定してある中から選定し、指定のないものは監督員の承認を得た後に使用すること。

尚、主要材料については、契約後速やかに工事主要資材発注報告書を提出するものとする。

J I S. J E M. J E C. J I L. 等関係諸規定に制定されているものは、これに適合し、又電気安全法の適用を受けるものは、形式承認済のものを使用すること。

3-8 機器材料の検査

本工事に使用する機器、材料は全て現場搬入の都度監督員の検査を受けなければならない。

又、必要に応じて製作図又は見本を提出するものとする。その際試験が必要な場合、それにかかる費用は全て請負者の負担とする。

3-9 施工の点検又は立会い

工事施工に際しては、施工後容易に点検できない配管及び配線は原則として、その過程において監督員の点検又は立会を要する。

3-10 施設の検査及び試験

工事完了に際して監督員立会いの上、機器、配管、配線等の検査を行い、これに合格することを要する。

又、官公庁の検査及び試験を必要とするものは、それぞれ合格したことを証明する文書を提出しなければならない。

3-11 その他

(1) 請負人は工事完了の上は、官公庁その他の認可書及び竣工図を添えて引き渡しを行うものとする。

1) 竣工図 1 部(CAD原図)

2) 竣工図書 2 部 (A4版 金文字 黒表紙)

3) 完成写真

但し、施工過程における必要な箇所の写真は、その度に提出するものとする。

4) 電子ファイル(台帳書換)

(2) 請負者が詰め所、工作小屋、材料置場等仮設建物を設ける場合は設置場所、その他について、監督員の許可を得ること。

(3) 電線、ケーブルの色別

配線は色別配線とし、電線の色別並びに心線、外装の色は事前に監督員の承認を得るものとする。

(4) 後片付け

工事完了に際しては監督員の指示に従い、期間内に後片付け及び清掃を完全に行わなければならない。

(5) 取扱説明書

主要機器については、道路管理者が容易に理解できる取扱説明書及び説明図を提出するものとする。

(6) 予備品及び付属品

予備品及び付属品については、そのリストを提出し、監督員の承認を受けるものとする。

(7) 本仕様書及び設計図に明記されていない事項についても、本トンネルの設備機器としての機能及び工事上当然必要と思われるものは、具備するものとする。

(8) 監督員との協議の結果指示事項が生じた場合は、すみやかに、ことに対処するものとする。

(9) トンネル内及びトンネル坑口部における作業にあたっては、交通規制を充分に行い、安全作業に努めるものとする。

1. 換気設備改修工事

1 総 則

本仕様書は、新和田トンネル有料道路における換気設備の改修工事の内容をまとめあり、他の工事仕様書、機器特記仕様書と共に仕様書を構成するものとする。

2 工事概要

新和田トンネル有料道路における換気設備のジェットファン及び給電ケーブル、手元開閉器箱の更新を行い、電気的特性を改善するための工事であるが、新和田トンネルはすでに共用されており、また日交通量も多く、特に大型車両の多いトンネルであることより、切換時は各設備の機能停止期間を極力短時間におさえるものとし、また十分な安全対策のもとに作業を行う必要がある。

したがって、監督員及び関連業者とは、密なる協議を行い作業にあたるものとする。

3 工事範囲

本工事には次の工事を含むものとする。

3-1 換気設備改修工事

- (1) ジェットファンの更新
- (2) 給電線の更新
- (3) 手元開閉器箱の更新

4 ジェットファン取付前準備検査

本工事は重量のあるジェットファンが高速運転をするため、相当の慣性重量がトンネル天井にかかっているため、コンクリートに打設された既設アンカー引抜試験（指示本数）を行い、監督員の承認を得た後、施工しなくてはならない。

5 取外し・取付工事

5-1 取外・取付機器の種類及び台数

- (1) 設計書に示す既設位置のファンを取り外した後、口径1, 030mmのジェットファン新機・OH機を同場所に取付すること。···1式
- (2) 給電ケーブル···1式(更新対象 J F)
- (3) 手元開閉器箱···1式 (更新対象 J F)

5-2 設計製作

機器使用は、別に定める機器特記仕様書及び設計図書によるものとする。

5-3 ジェットファン取外し・取付方法

- (1) ジェットファンの取外し、取付については、照明設備その他の機器に注意し、ファンのケーシングその他機器に損傷を与えないように注意すること。

- (2) ジェットファンの中心軸とトンネル中心軸とが常に平行にあるように設置すること。
- (3) ジェットファンの縦中心線が垂直になるようにすること。
- (4) 取付用ターンバックルのロックナットを充分締付けること。

5-4 手元開閉器箱設置工事

- (1) 更新対象のジェットファンの既設手元開閉器箱を撤去した後、同一カ所に設置とする。
- (2) 手元開閉器箱の取付付近に号機N Oを記入したメタクリル板を取付ること。

5-5 坑外配線工事

坑外幹線のケーブルは、埋設された既設の電線管を配線するものとする。

尚、配管配線の系統、方法はすべて設計図によるものとする。

(1) 配管内ケーブル敷設

- 1) 引入の方式は、堀坑の全長、ケーブルの重量、地形等を考慮して、ケーブルに無理が生じないようにすること。
- 2) ケーブルを引く場合、ケーブルを損傷させないよう、先端に麻だこを固く巻きつけ、これにロープを取付けて行う。
- 3) ケーブルをコロの上にのせ、ドラムを回転しながらロープを引くこと。

(2) 使用電線

1) 低圧用ケーブル

600v 架橋ポリエチレン絶縁ビニールシーケーブル (C V)

5-6 坑内配線工事

- (1) 坑内幹線のケーブルの配線は、全て既設のラックによる配線工事とする。
- (2) 配線は防水に注意した接続方法を使用すること。
- (3) 配線にあたっては、ケーブルのたるみ、左右のふれを少なくするように注意して行うこと。
- (4) ケーブルとジェットファンの接続は、手元開閉器箱にて行う。
- (5) 使用電線

1) 低圧用ケーブル

600v 架橋ポリエチレン絶縁ビニールシースケーブル (C V)

5-7 撤去工事

撤去工事の内容は次の通りとする。

(1) 新和田トンネル

- 1) ジェットファン ······ 1台 (更新) + 1台 (OH)
- 2) 給電ケーブル ······ 1式 (更新対称の J Fのみ)
- 3) 手元開閉器箱 ······ 1式 (更新対称の J Fのみ)

5-8 その他

詳細は、設計図及び監督員の指示によるものとする。

6 運搬

- (1) 荷造りは防湿・防塵・防蝕に注し、変形破損のないよう入念に行うものとする。
- (2) 現品発送前に期日、形状、寸法、重量等を記載した運送証明書を3部提出すること。
- (3) 発着の整理及び保管には遗漏のないように注意し、現品の到着前には整理監督者を派遣し、運搬の処理をなすこと。

7 据付

- (1) 請負人は据付を始める前にその方法、期日及び仮設備等につき監督員と十分打合せを行い、その承認を受けなければならない。
- (2) 本設備各機器は、設計図及び監督員の指示により据付るものとする。
- (3) 据付に必要なライナーモルタル等その他必要な資材は請負人の負担とする。

8 機器仕様

機器仕様は別添機器特記仕様書によるものとし、機器材料指定製造業者の選定にあたっては監督員の承認を受けるものとする。

9 承認図の提出

下記の機器は承認図を提出し、承認を受けるものとする。

- (1) ジェットファン
- (2) 手元開閉器箱

10 見本提出

監督員が必要と認めたもの。

11 工場検査

次に掲げるものは、工場検査を必要とする。

- (1) ジェットファン
- (2) 手元開閉器箱
- (3) その他監督員の必要と認めたもの。

12 試験調整

機器配置及び配管配線完了後現地にて試験調整を行い、その報告書を提出し承認を受けなければならない。

(1) 試験調整項目

- 1) 機器設置位置及び取付状態
- 2) 絶縁抵抗測定
- 3) 電流測定
- 4) 端子電圧測定
- 5) 電圧降下測定
- 6) 電力測定
- 7) 騒音・振動測定

(ネクスコ発行「トンネル換気設備標準仕様書」検査による)

- 8) 動作試験

A) 機器単体試験

(2) 検査内容

試験調整の細部については、予めその法案を提出し、監督員の承認を得たものにより行うものとする。

ジェットファン特記仕様書

1 総則

1-1 適用範囲

本仕様書はトンネル内に設置し、換気を行うためのジェットファンに適用するものである。

本ジェットファンは所要換気量に応じて必要台数だけ運転し、トンネル内の換気を行うもので、トンネル内の諸環境及び運転条件に対し、充分な耐久力を有し、同時に下記の諸仕様を満足するものとし、更に他の特記仕様書と共に仕様書を構成するものである。

2 送風機仕様

形 式	横型双翼軸流送風機	
翼車枚数	6枚×2段	
外形寸法	1, 200 mm φ	長さ4, 250 mm
吹出口径	1, 030 mm φ	
平均風速	30 m/s	以上
風 量	25 m³/s	以上
騒 音	92 d B (A)	以下
吹出方向	可逆式	
送風機効率	69%	以上(逆転時も同様)
重 量	1, 100 Kg	

3 電動機仕様

形 式	全閉型	3相誘導電動機
絶縁階級	F種	1, 000 MΩ 以上
定格電圧・電流	440 V	40 A 以下
定格周波数	60 Hz	
定格種別	連続	
出 力	25 Kw	以下
負荷率	100%	
効率	90%以上	力率 88%以上

4 各部構造機能

本ジェットファンは、本体内部に設置された電動機により直接駆動する横型軸流送風機で、前項に示す仕様を満足し、かつトンネル内の漏水・煤煙・塵埃・排気ガス等に対して充分な耐久力を有し、かつ騒音に対しても充分考慮した構造とする。又、運搬・据付・分解・組立・清掃等の作業に便利な構造とする。

本ジェットファンは、設置後3年間又は実働20,000時間以上の保守の必要なしに運転することが可能なものとする。

4-1 ケーシング

- (1) ケーシングは鋼板製溶接構造で充分な強度を有するものとし、点検整備に便利なように送風機部分と両側消音筒部分に多分割できる構造で合わせ目はフランジにボルト締めとし、外部カバー取付によりフランジボルト部は外部にでない構造とする。
- (2) 消音筒の吸音材はグラスウールを使用し、内面はパンチングメタルで押さえ、運転時に吸音材が飛散することのない構造とする。
- (3) 空気流入口、吐出口の形状及びハブの形状は空気力学的に充分検討され、空気流の剥離や過流発生の少ないものとする。
- (4) ケーシング内の空間の寸法、形状は音響学的に充分考慮されたものとし、ファンより発生する騒音に対する共鳴を避ける構造とする。
- (5) ケーシングとカバーの隙間は2mm以下とすること。
- (6) 吊り下げ部は充分強度を有し、取付・取り外しに便利な構造とする。運転時の前後方向のゆれを防止するために、前後にフック孔を設けた構造とする。送風機を路面上あるいは据付台に置いた場合に、安定がよいように下部脚を設け、又吊り下げに便利なように上部中央にフック孔を設ける。

4-2 電動機

- (1) 電動機は全閉型F種絶縁とし、トンネル内の諸環境及び送風機による気流に対して充分な絶縁耐力及び密閉度を有するものとする。
- (2) 電動機は電動機取付台に安定良く取付け、電動機とケーシング筒部の間は保護管によって、リード線が直接気流にさらされないように配線する。
- (3) 起動時における瞬時電圧が定格電圧の90%となっても、起動時間は3秒以下を目標とする。
- (4) トンネル換気用としての頻繁な起動、停止に十分耐えうる構造とする。
- (5) 電動機から既設手元開閉器箱までのケーブルと可とう電線管は機器付属とする

4-3 翼車

- (1) 翼車は高速回転に対して充分な強度を有し、かつ排気ガスに対し、充分な耐蝕性を有する耐蝕アルミ合金製とし、充分バランスを取って振動の発生を防止する。
- (2) 電動機軸に対する取付は確実かつ強力で、疲労に対しても充分な強度を有する構造とする。翼車は正逆転両回転の性能が等しいように対称翼形を採用する。

4-4 表面処理

- (1) 鑄落とし、洗浄を行った後、ジンクリッヂ・プライマーの下塗りを行い、耐薬品性塗料による塗装をほどこす。
- (2) 塗料は湿気及び排気ガスに対して耐食性に富み、かつ難燃性で塗膜の強度及び密着性の良いものを使用する。ケーシング塗装色はマンセルN7/0とする。
- (3) ケーシングの塗膜の厚さは、160μm以上とする。
- (4) ケーシングの貼り合わせ部の隙間は、シリコーン等により補修すること。

5 機器取付方法

機器取付については照明機器、その他設備に注意して破損、その他が生じないよう
にすること。取付台数、取付方法については、工事特記仕様書によること。

尚、各ファンの吊り用ターンバックル4本及び方向安定用ターンバックル2本は新
規交換するものとする。（表面メッキ処理）

6 運転上の注意

取付後運転するには、次のことに注意すること。

- (1) 羽根車を手で回してみて、内部に接触するところがなく、軽く平滑に廻ることを
確認すること。
- (2) ファン内部消音筒内に異物の侵入のないことを確認すること。
- (3) ファンの回転方向を確認すること。
- (4) 起動は順次起動（一方向に5～10秒間隔）にて全数運転を行うこと。
- (5) 逆回転は、ファンが停止後3分後に投入すること。
- (6) 電流計により、運転開始後60秒程度の電流履歴をチェックすること。

手元開閉器箱特記仕様書

1 総 則

1-1 適用範囲

本仕様書はジェットファン保守用の手元開閉器箱に適用する。

2 構造及び機能

2-1 構 造

- (1) 形 式 屋外露出防噴流型
- (2) 材 質 S U S 3 0 4 2 t 以上
- (3) 寸 法 設計図による。
- (4) 全面扉防水ハンドル付(キー NO.2 0 0)

2-2 機 能

- (1) 電気方式 3 φ 3 W 4 6 0 V 6 0 H z
- (2) 配線用遮断機 定格 A C 6 0 0 V 1 0 0 A F 3 P N O T R I P

3 機器取付

本機器はジェットファン点検時に手元においてM C Bを遮断し、安全点検を行うためのものでトンネル壁面に取り付けるものとする。

2. 換気設備点検整備工事

1 総 則

本仕様書は、新和田トンネル換気設備点検整備工事に必要な内容をまとめてあり、他の工事特記仕様書・機器特記仕様書と共に使用するものである。

2 工事概要

ジェットファン5号機について、取り外し、製造業者にて点検・整備（羽根車・ベアリング・電動機他交換）し、試験調整を行い機能回復と換気設備の品質向上させて現地搬入し、取付・試験調整を行うものである。

3 工事前準備検査

本工事は、重量のあるジェットファンが高速運転をするため、相当の慣性重量がトンネル天井にかかるため、コンクリートに打設されたアンカー及び吊り金具に異常がないことを確認し監督員の承認を得た後施工しなければならない。

4 ジェットファン取付工事

4-1 設置方法

- (1) ジェットファンの取付にあたっては、周囲に注意しケーシングその他にその他に損傷を与えないように注意すること。
- (2) ジェットファンの中心軸とトンネル中心軸とが常に平行にあるように設置すること。
- (3) ジェットファンの縦中心線が垂直になるようにすること。
- (4) 取付用ターンバックルのロックナットを充分に締め付けること。
- (5) 取付用ターンバックルは均一に荷重をかけるように締め付けること。

4-2 運転上の注意

取付後運転するには、次のことを注意すること。

- (1) 羽根車を手で回して内部にひっかかるもののがなく、平坦に回ることを確認すること。
- (2) ファン内部消音筒内に異物の侵入がないことを確認すること。
- (3) ファンの回転方向を確認すること。
- (4) 起動は順次起動で全数運転を行うこと。
- (5) 逆回転は、ファンが停止したことを確認後行うこと。
- (6) 電流計により、運転開始ご60秒程度の電流履歴をチェックすること。

5. 点検整備（オーバーホール）の 内容

- (1) 本体の清掃及びケレン・塗装
- (2) 本体分解・点検清掃

(3) 本体塗装

- 1) 素地調整は、1酒ケレン
- 2) ペイントは、エポキシ系樹脂塗料とし、下塗り・中塗り・上塗り、3回のエアレススプレー塗りとする。(塗装膜厚90ミクロン以上)

(4) 交換部品

- 1) 軸受ベアリング (6312-ZZ) 1台につき2個
- 2) 吸音板グラスウール (S32K)
- 3) 羽根車 (01JBM) 1台につき2個
- 4) ターンバッкл 1台につき6本1組
- 5) 電動機 1台

6. 性能検査

- (1) 騒音検査
- (2) 振動検査
- (3) 電圧・電流・電力測定
- (4) 回転数測定
- (5) 起動電流。起動時間測定
- (6) 風力測定
- (7) その他の検査(絶縁測定・耐電圧測定)

以上点検整備前及び整備後試験を行うこと。

7. 現地試験調整

ジェットファン取付後試験調整を行い、その結果を報告のこと。

8. 延制設備のジェットファン運転時間画面のデーターのプリントアウト(取り外し時)及び取付時の設定変更及び、換気 C/C 盤のアナログカウンターの記録及び0設定。

9. 承認図

次にあげる機器については、承認図を提出し承認を得るものとする。

- (1) 羽根車
- (2) その他監督員の必要と認めたもの。

10. 工場検査

次にあげるものは、工場検査を必要とする。

- (1) ジェットファン
- (2) その他監督員が必要と認めたもの。

11. その他

本工事の対象となるジェットファンには、アルミ製又は同等品以上の点検整備実施経歴銘板を取り付けるものし、その内容は監督員の指示によらなければならない。

特記仕様書

1 本工事の設計図書は以下のとおり構成される

- (1) 特記仕様書
- (2) 図面
- (3) 共通仕様書（平成22年長野県発行「土木工事共通仕様書」・・・長野県庁HPに掲載）
- (4) 現場説明書及び現場説明に対する質問回答書

2 この工事の現場代理人は、工事に関する以下の図書について熟知し、施工にあたっては記載の規定によるものとする

- (1) 土木工事共通仕様書 (平成22年6月1日適用)
- (2) 長野県土木工事技術指針集 (平成6年：長野県土木部)
- (3) 土木工事現場必携 (平成22年7月：長野県建設部)
- (4) 長野県土木工事施工管理基準 (平成22年6月1日適用)

3 図面に記載のない事柄のうち、工事目的物の性能、品質に係るものは監督員と協議のうえ、了解を得て施工するものとする。

なお、適用すべき基準として、土木工事共通仕様書（平成22年6月1日適用）第1編第2章第2節に定めがあるが、これに以下の図書を加える。

また、設計図書の記載とこれら図書の規定が異なる場合は、監督員と協議のこと。

- (1) 本特記仕様書 2 に記載の図書
- (2) 設計基準（1）、（2） (平成19年：長野県土木部)

4 個別工種の施工条件について、別紙のとおりさだめる。

施工条件明示事項

長野県道路公社 新和田トンネル有料道路管理事務所
工事箇所名 小県郡長和町和田～諏訪郡下諏訪町丁字(新和田トンネル)

工事の実施にあたっては、指定された図書を参考とし、かつ以下の事項について施工条件とする。

1 工事内容

- (1) 工事概要：金抜き設計書のとおり
- (2) 本工事箇所に関連する測量、設計委託及び地質調査等の報告資料は、閲覧が可能である。また、契約後は貸与も可能である。
- (3) 常に意識を持ってコスト縮減に取り組み、設計に反映できることに努めること。
- (4) 架設工法の指定

架設工	施工方法	施工条件

2 工期関係

工期は、雨天・休日等を見込み、着手の日から起算して 210 日間とする。

なお、休日等には日曜日・祝日・夏期休暇及び年末年始休暇の他、作業期間内の全土曜日を含んでいる。

3 工程関係

- (1) 現場の制約・条件

施工期間及び施工方法等について下記の制約・条件があるため、事前に監督員と工程の調整を行うこと。

制約事項	位置等	制約条件・内容
交通規制	新和田トンネル	通行止 交通量の少ない深夜～早朝（土曜日）
交通規制	和田トンネル	片側交互通行

(保安林解除申請・埋蔵文化財事前調査・工事自粛期間等)

- (2) 地元・関係機関との協議

着工に当たって、下記の協議を関係機関及び地元住民とすること。

関係機関等	協議事項	内容	時期

(地元耕作者・地区・水路管理者・公共機関・ライライ事業者・JR等)

※なお、協議結果は施工計画書・協議記録書（様式任意）に記載し提出のこと。

- (3) 近接・競合工事との協議

本工事に近接ないし競合して下記の工事が施工されるので、請負者間相互の連絡調整を密にして、その内容を監督員に報告して施工すること。

発注者	工事名	工期・工事内容等	影響箇所	備考
長野県道路公社	電気設備保守点検	H25.4からH26.3	トンネル内	
〃	道路維持作業	H25.4からH26.3	有料区間内	
〃	橋梁修繕工事	H25.6からH25.11	わらび平橋	
〃	橋梁修繕工事	H25.8からH26.2	土屋大橋	
〃	橋梁修繕工事	H25.8からH26.1	西餅屋橋	
〃	舗装修繕工事	H25.6からH25.8	新和田トンネル内	
〃	舗装修繕工事	H25.6からH25.8	焙烙坂	

* 予定箇所を含む

4 施工計画

(1) 施工計画書

- ・設計図書・「土木工事現場必携」・「土木工事共通仕様書」及び現場条件等を考慮し、現場での土工事等の着手前に速やかに「施工計画書」を作成し提出すること。
- ・薬液注入工の計上がある場合においては、周辺環境に悪影響を及ぼさないよう下記について具体的に記載すること。
(薬液注入プラントからの流出防止対策、プラント洗浄液の流出防止・中和対策、路面からの流出防止対策)
- ・工事内容に変更があった場合(変更内容指示時点または変更契約時点)は、「変更施工計画書」(当初施工計画書に修正)を事前に作成し提出すること。

(2) 添付書類

- ・「施工体制台帳」、「施工体系図」(請負金額にかかわらず提出)
- ・「下請負人通知書」、「下請負人に関する事項」、「再下請通知書」、すべての「下請負契約書」、「再下請け契約書」の「写」(下請け金額にかかわらず提出)。
- ・リサイクル法第12条第2項の規定による「告知書」の「写」(請負者に下請負がある場合)。
- ・「説明書」に「分別解体等の計画書」を添付すること。
- ・「再生資源利用計画書」、「再生資源利用促進計画書」。
- ・収集運搬業者・中間処理業者及び最終処分業者の各「許可証」の「写」。
- ・請負者と運搬・処理・処分業者との各「契約書」の「写」。
- ・処理・処分業者の所在地及び計画運搬ルート。
- ・河川内作業における漁協との「協議書」の「写」。

注) 施工台帳の下請負人の判断

事例	施工体制台帳記載の有無 下請負人に関する事項、再下請通知書、下請契約書写し、施工体系図、 下請負人通知書含む	主任(監理)技術者の配置の有無
交通誘導員、ガードマン	台帳記載及び契約書写しを添付	技術者の配置不要。ただし指定路線は資格者必要
産業廃棄物処理業者	台帳記載及び契約書写しを添付	技術者の配置不要
ダンプ運転(1人親方のダンプ運転手)	①個人事業主として建設会社と契約した場合、台帳記載	技術者の配置不要
	②建設会社に車持ちで勤務し、建設会社と雇用関係にある場合は台帳記載不要	
1日で完了する請負契約、少額な作業・雑工・労務のみ単価契約および請負契約	業者間の契約が建設工事である場合は請負契約のため台帳記載	
クレーン等の重機オペレータを機械と一緒にリース会社から借り上げる場合	台帳に記載する	
他の建設会社から応援者を借り上げる場合	①応援者を提供した会社と応援者を借上げた会社が請負契約を締結した場合は台帳記載	技術者の配置不要
	②応援者を借上げた会社が臨時雇用するなどして、その応援者と雇用関係にある場合は、台帳記載不要	

(3) 関係機関への届出・協議

- ・工事市町村への「工事届」
- ・労働基準監督署への「建設工事計画届」、「機械等設置変更届」

- ・公安委員会への「道路使用許可申請」
- ・道路公社への「道路通行制限願」

5 用地関係

(1) 補償工事（給水用の仮配管等）

給水場所	取水箇所	方法	条件
なし	—	—	

(2) 工事支障物の処置（地下埋設物・地上物件等）

- ・本工事区間の支障物件の処置を下記により予定しているので、工事着手前に管理者と立会のもと、試掘等の調査を実施し処置方法等について協議すること。

なお、工は、重複して施工するので月日までに施工すること。

支障物件	管理者	位置	処置方法(見込)	処置時期
		—		平成年月

(3) 工事用借地

- ・本工事に必要な用地のうち、発注者で借地する箇所及び期間等は以下のとおり。

借地目的	借地場所・面積	項目	借地条件等（中止期間・契約見込）
作業ヤード	No付近	借地期間	平成年月日 ～月日 但し、
	約m ²	使用条件	
		復旧方法	
		特記事項	
仮設道路	No付近	借地期間	平成年月日 ～月日 但し、
	約m ²	使用条件	
		復旧方法	
		特記事項	

- ・上記以外で必要な借地及びこれに伴う諸手続は、請負者側で対応する。

特に、「農地の一時転用」については、事前に地方事務所農政課・市町村・農業委員会等と調整をすること。

- ・借地等は原形復旧を原則とし、所有者及び管理者等と立会のうえ、借地期間内に返還まで完了すること。
- ・借地等の復旧箇所は、着手前の状況を写真や測量成果等で記録すると共に、境界杭や構造物の移転は引照点等を設けるなど適切な管理を行い、地権者等の立会で了解を得たうえで着工すること。

6 周辺環境保全関係

- 当工事は「環境配慮指針」の適用工事とする。
- 建設機械は排出ガス対策型機械使用を原則とする。別紙『排出ガス対策型機械』のとおり。
- 現場発生残土等各種資材を搬出時には、運搬車両等から土砂を確実に除去してから一般道へ出ること。なお、一般道が当該工事による原因で破損及び汚れた場合は、請負者の責任において処理すること。
- 過積載防止関係
 - 県が定める過積載防止対策にそって必ず対策を行うこと。
 - 取引メーカー業者から購入する各種材料（生コン・A s・骨材等）や下請業者についても過積載防止対策の範囲とする。
 - 対策について、施工計画書（施工方法）に具体的に記載すること。
 - 工事現場において過積載車両等が確認された場合、速やかに改善を行うとともに発注者にその内容を報告すること。
 - 実施した過積載防止対策については、点検記録・写真等を整理の上、竣工時に提出すること。
- 排水への対応
 - 本工事施工に伴う排水は、沈殿処理・Ph管理等の各法令を守り、自然環境等へ悪影響を及ぼす事のないよう適

正に処理し、特に指示のある場合を除き近傍の公共用水域又は排水路等に排水する。また、排水路等は、常に適切な維持管理を行い、従前の機能を損なわないようすること。

対策項目	処理施設	処理条件	特記事項
濁水対策			
湧水対策			

(6) 第三者災害への対応

- ・本工事の一部区間においては、施工に伴い第三者に何らかの影響を及ぼす事が懸念されるため、下記の調査費を計上しているので、それぞれの特記仕様書により実施し、その結果を報告すること。

なお、現地の状況等により調査範囲の変更の必要性が認められた時は、監督員に協議のうえ実施すること。

調査項目	調査数量・範囲	仕様
家屋調査(事前)	軒	仕様書
地下水観測	箇所	特記仕様
騒音調査	No ~ 間	特記仕様
振動調査	No ~ 間	特記仕様
地盤沈下調査	No ~ 間	特記仕様
電波障害	No ~ 間	特記仕様

- ・特に、住宅近接地域での騒音・振動等及び水田や畑への排水の流出等については、公害防止対策を事前に十分検討すると共に、問題が生じた場合は速やかに対処すること。
- ・地下掘削工事は、周囲の構造物及び地表への影響が出ないよう掘削量等の施工管理を適切に行い、沈下や陥没等が生じた場合は、公衆災害防止処置を直ちに講じると共に速やかに監督員に報告し、その後の対応にあたること。
- ・現場周辺の井戸は、位置を確認し監督員と協議のうえ必要に応じ水質の監視を行うこと。
これは設計変更の対象とする。

(7) 清掃作業関係

清掃作業には換気対策、作業機械運転及び機器取り扱い等、安全衛生法を遵守すること。

7 安全対策関係

- (1) 工事現場においては、共通仕様書1－1－3 7に基づき、労働災害、公衆災害防止に努めるとともに、全作業員を対象に定期的に安全教育、研修及び訓練を行うこと。
- (2) 安全教育、研修及び訓練については、工事期間中、月一回（半日）以上実施し、この結果は工事日誌へ記録するほか工事写真等も整理のうえ提出すること。
- (3) 交通管理
 - ① 交通誘導員
 - ・本工事における交通誘導員は、下記の配置を計上している。
 - ・なお、近接工事等で交通量が著しく増減した場合や、道路管理者・警察署等からの要請又は現場条件に著しい変更が生じた場合、当初設計で予定している施工方法に対し違った方法となった場合を除き、原則として設計変更の対象としない。

工種	配置員数	施工時間	備考
交通誘導員	24人／4日（うちA：1人／日） 24人／2日（うちA：1人／日）	昼 深夜	片側交互通行 全面通行止

・請負者が交通誘導業務を他人に委託する場合は、受託者は警備業法第4条の規定により、公安委員会から警備業の認定を受けた者であること。

- ・(国) 142号においては、長野県公安委員会告示第8号（平成18年12月4日）により交通誘導警備業務を行う場所ごとに一人以上の1級検定合格警備員又は2級検定合格警備員を配置して実施すること。

② 交通安全施設

- ・仮設ヤード回りは、パネルフェンス等を単管等で固定し、公衆の安全対策を講じること。
- ・車道部分に接し車両等が飛び込みの恐れのある場合は、ガードレール・視線誘導板・回転燈等を設置すると共に、特に夜間の安全対策に配慮すること。

③ 交通規制

- 規制箇所は袋小路にならないように計画し、規制期間を極力短くすること。
- また、行事等の時期を把握して地元の希望に沿う規制方法をとすること。

(4) 削除法面

- 斜面下部を切土する場合は、切土施工単位 10~20m を原則とするが、現場の状況で、これによりがたい場合は必要な安全対策を講じるとともに、切土面を長時間放置することがないようにすること。
- 「削除法面の伸縮計設置要領」により必要な対策を講ずること。
- 現場内には、雨量計を設置のこと（簡易なものでも可）。
- 削除法面上部は定期的に点検し、クラックの発生等地山の状態を常に把握しておくとともに、何時崩壊があつても退避できる体制を取っておくこと。特に削除高さ 10m 以上の法面下の工事、地すべり崩壊地滑落崖下の工事では十分注意すること。

(5) 換気設備

- 有害ガス・酸素欠乏等の対策として、安全費に○○工を○基計上してある。なお、安全対策として特別に必要となる換気設備等の費用は、協議のうえ必要に応じて設計変更の対象とする。

(6) 各種センサー

崩壊・斜面崩壊等から作業員の安全確保のため下記のとおり技術管理費に計上している。

各種センサー	設置場所	設置数	施工時間	備考
○○	○○	基		

なお、上記の費用は、協議のうえ必要に応じて設計変更の対象とする。

[参考]

1) 建設現場における警戒避難雨量の設定

- 河川内工事、またそれ以外の工事においても出水や土石流による被災が予想される箇所については、雨量計及び長野県砂防情報ステーション（ホームページアドレス <http://133.105.11.45/index.html>）等による気象情報を入手するとともに、警戒避難雨量を設定し、現場内の安全に万全を期すこととすること。

【警戒避難雨量：連続雨量 75mm、24 時間雨量 60mm、1 時間雨量 15mm】

*上記雨量は標準的な基準値であり、各現場毎条件を勘案し、必要な場合は別途基準雨量を設定して対応すること。

- 連続雨量とは降雨中断が 2~4 時間以内の総雨量をいう。
- 上記の各雨量に該当したら工事を中断し避難をすること。
- 降雨等により、地すべりや土石流の発生が予想され避難するときは、下流住民にもその旨を周知徹底すること。

2) 土石流に対する安全対策

- 河川内工事またはそれ以外の工事においても、土石流の達する恐れのある現場では共通仕様書 1-1-37 の 17 の規定に基づき、工事内容を踏まえた安全対策を検討し提出すること。特に、下記の項目について検討すること。なお、安全対策に別途必要となる費用は協議により設計変更の対象とする。

【現場の状況】

項目	調査数量	流域の状況
1溪流調査	溪流勾配が 15° 以上となる地点及び最急溪床勾配	
2溪床状況	土砂の状況	

3流量面積	溪床勾配 15° 地点より上流の流域面積 (発生流域面積)	
4土石流	過去に発生した土石流、崩壊の有無	
5亀裂・滑落崖	新しい亀裂、滑落害の有無	

3) 降積雪期の建設工事における安全確保

- 工事期間が冬期間の施工である現場においては、降積雪期であるため、雪崩、土石流の発生が予想される。そのため、下記事項に留意する他、「雪崩等災害防止対策要領（案）」、「積雪期における土木工事安全施工

技術指針（案）」により工事の安全対策を検討し提出すること。

- ・雪崩、土石流等に対する安全対策の点検。
- ・積雪深、融雪量、気温等の観測及び大雪、雪崩注意報等の気象状況の把握。
- ・作業着手前、作業中の安全巡視。
- ・気象変化時における安全パトロールの実施。必要に応じた見張員の配置。
- ・警戒避難雨量基準等に基づく工事中止の徹底。

8 仮設工事等関係

(1) 工事用道路関係

公道および私道を工事用道路として使用する場合は、交通整理、安全管理を十分に行い、事故・苦情が無いようにすること。また、道路及び付属施設を破損した場合は、請負者の責任において速やかに原型復旧すること。

(2) 仮設材

・仮設工は撤去を原則とするが、仮設土留工・仮橋・足場等のうち、設計書に明示した部分は撤去しなくても良いこととする。なお、現場条件により周囲の構造物等に影響を与えると認められることが判明した場合は、撤去方法について協議をすること。

請負者に起因する工期延長等に伴う仮設材の費用は、原則として設計変更しない。

- ・以下については任意仮設として計上してある。これはあくまで任意仮設であり、施工方法については請負者の創意によるが、施工計画書提出時にその方法について協議のこと。

なお、現場条件に変更がある場合を除き、設計変更の対象としない。

仮設物	内容	期間	条件等
—	—	—	—
—	—	—	—

- ・本工事の足場については、原則として平成21年3月2日付け厚生労働省令第23号にて厚生労働省から公布された「労働安全衛生規則の一部を改正する省令」による、手すり先行工法を採用するのもとする。なお、「労働安全衛生規則の一部を改正する省令」は、厚生労働省のホームページを参照して下さい。

<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/hourei/1001K2103020230.pdf>

<http://www-bm.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/index.html>

(参考)

<http://www.jaish.gr.jp/horei/hor1-50/hor1-50-15-1-3.pdf>

(3) 任意仮設

次の設備については、任意仮設とする。請負者は、明示された条件に基づき、自主的に工法を選定し、構造設計等必要な検討を行い施工するものとする。なお、明示した条件の変更がない限り変更の対象としないものとする。

仮設物・仮設備名	設計条件	制約条件	留意事項

(4) 指定仮設

仮設物・仮設備名	内容・条件	特記事項

(5) 附帯工

- ・附帯工の範囲は管理者との立会・協議により決定する。

9 使用材料関係

(1) 生コンクリート

- ・使用材料の品質管理のため、配合報告書内容を確認し監督員に提出することとする。
- ・水セメント比について明記のない場合は、下記のとおりとする。
 <鉄筋コンクリート> W/C=55%以下
 <無筋コンクリート> W/C=60%以下
 <無筋コンクリート> (耐久性を要しないもの) W/C=65%以下

(2) アスファルトコンクリート

- ・基準密度等の品質管理のために、必ず配合報告書を提出することとする。
- ・材料について明記のない場合は、再生材を使用するものとする。

(3) クラッシャーラン

- ・材料について明記のない場合は、再生材を使用するものとするが、事前に使用材料の承認を得なければならない。

(4) その他

- ・生コンクリート及びアスファルトの単価については、当初設計では夜間割り増しを見込んでいますが、プラントとの打ち合わせにより協議のこと。

10 発生土・廃棄物関係

(1) 建設副産物の処分

- ・建設リサイクル法対象工事の落札候補者は契約締結前に法第12条第1項の規定に基づいて、発注者に対し事前説明を行うこと。
- ・本工事において生じる建設発生土及び産業廃棄物等の処分は、下記の処分先を想定して処分費・運搬費を計上しているが、請負者の都合により処分先を変更した場合は、原則として設計変更しない。
- ・発生物のうち一は、本工事の一に使用するので、施工方法等を協議すること。
 また、発生物のうち〇〇は、他工区に使用するため現場内の〇〇で引渡すので関係者や外部進入者等に危険とならないように保管すること。

(2) 建設発生土

引渡場所・仮置場所	処分方法	運搬距離	特記事項
市地先	指定	k m	

(3) 特定建設資材(建設リサイクル法)

- ・請負者は、発注者から「通知書」の「写」を受け取ること。
- ・請負者は、下請負がある場合は下請負業者に対し「通知書」の「写」を添付して「告知書」にて告知すること。

種別		処分条件	処分先・運搬距離・数量・金額等		
アスファルト・コンクリート塊			処理工場名	距離	km
再利用	数量				
	直接工事費	処分費	円 運搬費 円		
セメント・コンクリート塊		無筋Co	処理工場名	距離	km
			数量		
			直接工事費	処分費	円 運搬費 円
		鉄筋Co	処理工場名	工場	距離 km
			数量		t
			直接工事費	処分費	円 運搬費 円
二次製品		再利用	処理工場名	工場	距離 km
			数量		t • m ³
			直接工事費	処分費	円 運搬費 円
建設資材木材			処理工場名	工場	距離 km
			数量		t • m ³

		直接工事費	処分費	円 運搬費	円
--	--	-------	-----	-------	---

(4) 産業廃棄物（建設廃棄物処理指針）

種別	処分条件	処分先・運搬距離・数量・金額等		
木くず（抜根・伐採材）	再利用	処理工場名	工場	距離 km
		数量	t	• m ³
		直接工事費	処分費	円 運搬費
汚泥		処理工場名	工場	距離 km
		数量	t	• m ³
		直接工事費	処分費	円 運搬費
一般廃材 その他（金属くず他）	スクラップ	処理工場名	距離 20km	
		数量	設計書に記載のとおり	
		直接工事費	処分費	円 運搬費

(5) 建設副産物の運搬・処理

- 建設副産物を運搬・処理・処分業者に委託する場合は、必ず書面による委託契約を締結すること。
- 廃棄物の運搬・処理・処分を業とする「許可証」を確認し、その「写」を工事資料に添付すること。
- 下請負業者が建設副産物の運搬・処理・処分を行う場合でも、下請負契約とは別に委託契約を締結すること。
- 「マニュフェスト（産業廃棄物管理票）」により適切に運搬・処理・処分されているか確認を行うと共に、「マニュフェスト（A・B2・D・E表）」の「写」と再資源化施設・最終処分場との関係を示す写真を、竣工書類に添付すること。
- 請負者が施工計画書に記載若しくは整備すべき事項は以下のとおりとする。

（添付書類）

- 処理先の許可書の写し及び収集運搬業者の許可書の写し（収集運搬を委託する場合）
- 請負者と処理又は運搬業者との契約書の写し
- 処理業者の所在地及び計画運搬ルート
- 下請けがある場合は、告知書の写し
- 「公共建設工事における分別解体等・再資源化等及び再生資源活用工事実施要領（土木）」の「別紙4-1」説明書及び「別紙4-2」分別解体等の計画等

(6) 再生資源利用等実施書の提出

- 施工計画書提出時に、「再生資源利用計画書」・「再生資源利用促進計画書」を作成し提出すること。
- しゅん工時に、「再生資源利用実施書」・「再生資源利用促進実施書」を作成し提出すること。
- 作成は指定されたシステムにより行い、実施書はデータの入力されたFDを添付すること。
- 対象は量の多少にかかわらず、建設副産物が発生する工事の全てとすること。

(7) 処分量の確認

- 建設副産物の処分量を確認するため、監督員から請求書、伝票等の提示を求められた場合は応じなければならない

本工事区間において、支障物件の処置を行う場合は、別紙『工事支障物関係』による。

1.1 薬液注入関係

(1) 薬液注入工

- 調査地点・地下水位・地質等に著しい変動がある場合を除き、原則として設計変更しない。
- 注入材・注入量

セメント乳液	水ガラス系		水ガラス系（瞬結）		工法
	懸濁型	溶液型	懸濁型	溶液型	
k1	k1	k1	k1	k1	

・水質調査

水質調査	試験項目	分析回数	備考
	Ph	回	
	過マガソ酸カリ消費量	回	

(2) 工事の留意事項

- 特に下記について、周辺環境に悪影響を及ぼさないよう入念な施工管理を行うこと。
 - 薬液注入プラントからの流出防止対策
 - プラント洗浄液の流出防止及び中和対策
 - 路面からの流出防止対策

1.2 品質及び技術管理関係

- 建設資材の品質記録保存
土木構造物について建設資材の品質記録を作成し、工事完了時に提出する。
- 工事カルテ作成、登録について
 - 請負者は、工事請負代金額500万円以上の工事について、工事実績情報サービス(CORINS)入力システム((財)日本建設情報総合センター)に基づき、「工事カルテ」を作成し、監督員の確認を受けた後、直ちに登録を行い発行された「工事かけ受領書」の「写」を監督員に下記により提出すること。
 - 受注時登録の提出期限は、契約締結後10日以内とする。
 - 完了時登録の提出期限は、しゅん工検査日までとする。
 - 施工中に、受注時登録データの内容に変更があった場合は、変更があった日から10日以内とする。
- 建設資材のうち、コンクリート圧縮強度試験及び鉄筋試験等については、原則として、建設技術センター試験所にて行うこと。また、圧縮試験供試体には、請負者の主任技術者又はコンクリート担当技術者がサインしたQC版を入れる。
- コンクリート品質管理の取扱いについて
 - コンクリート担当技術者の配置
 - 請負者は、50m³以上のコンクリート工事においては、コンクリート担当技術者を配置し、施工計画書に明示する。
 - 同技術者は、主任技術者及び監理技術者との兼務は可能である。また、現場代理人が主任技術者の資格を有する場合は兼務が可能である。
 - 責任分界点からの請負者が行う品質管理
 - 請負者は、責任分界点から先の全ての品質管理に責任を負うものであり、品質管理のための試験等を生コン会社に委託する場合は、その全てに立会うこと。
 - コンクリート品質管理基準
 - コンクリートの品質管理は「長野県土木工事施工管理基準」によるものとするが、コンクリートの打設量が50m³以下の場合は、施工時の圧縮強度試験、スランプ試験、空気量測定の回数は次のとおりとする。

試験名	工種	コンクリート種類	回数	特記事項
スランプ	—	—	—	—
空気量	—	—	—	—
塩化物総量				
圧縮強度				
その他				

- 生コン納品書(伝票)の扱い
 - 生コン納品書は竣工成果品として提出するものとする。
 - 納品書には、工場発時間、現場着時間及び打設完了時間を記入するものとする。
- コンクリートの養生
 - 水セメント比の改訂に伴い、発熱によるクラック防止のため散水・むしろ養生を十分におこなうこと。
- 電子データの製作・縮刷版の製本
 - 技術管理費には、トレル・橋梁・砂防・その他以下に指定した構造物に関して、電子データ(2組)の製作費と縮刷版(3部)の製本費が含まれているので、しゅん工検査時に提出すること。
(H18以降マイクロフィルムから電子データに仕様変更)
- 工事に使用する材料の承認
 - 工事で、使用する材料は「材料承認願い」を提出して承認を得ること。ただし、一括承認済の材料は「材料承認願い」の提出は不要である。
- 管理図または度数表・ヒストグラム
 - 出来形及び品質管理について、管理図または度数表・ヒストグラムを作成し、竣工書類に添付すること。

1.3 その他

(1) 構造改善

建設現場における福祉の改善や労働時間の短縮、又は建設産業への理解を深める事業の実施などの構造改善対策にも配慮すること。

(2) 暴力団

暴力団関係者等から工事妨害などの被害を受けた時は、速やかに警察署に被害届を提出すること。

(3) 不正軽油撲滅対策

・軽油を燃料とする車両及び建設機械等には、ガソリンスタンド等で販売されている適性な軽油を使用すること。

(4) 主任技術者または監理技術者の専任

・請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて決める。

・工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続き、後片付けのみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、請負者に通知した日とする。

(5) 動作運転確認内容については、施工計画書提出時に監督員と協議すること。

(6) 遵守事項

「指導事項」を遵守すること。

「指導事項」

(1) 建設産業における生産システムの合理化指針の遵守等について

工事の適正かつ円滑な施工を確保するため、「建設産業における生産システムの合理化指針」において明確にされている総合・専門工事業者の役割に応じた責任を的確に果たすとともに、適正な契約の締結、適正な施工体制の確立、建設労働者の雇用条件等の改善等に努めること。

(2) 建設工事の適正な施工の確保について

一 「建設業法」（昭和 24 年 5 月 24 日法律第 100 号）に違反する一括下請負その他不適切な形態の下請契約を締結しないこと。

なお、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成 12 年 11 月 27 日律第 127 号）（以下「適正化法」という。）第 12 条により、公共工事については、建設業法第 22 条第 3 項の規定は、適用しない。

ア. 契約約款第 7 条により発注者から直接建設工事を請負った（元請）が下請負契約を締結した場合には、下請負契約金額に関わらず下請負人通知書を提出するものとする。下請負人通知書は、施工計画書、施工体制台帳作成以前に提出するものとし、その後、変更があった場合はその都度提出するものとする。

◆提出物 … 「下請負人通知書」

イ. 建設業法第 24 条の 7 第 1 項の規定により、特定建設業者（元請）は工事を施工するために締結した下請契約の総額（契約が 2 以上あるときはその合計）が、3,000 万円以上となるときは、施工体制台帳を作成し、工事現場に備え付けなくてはならない。なお、下請負契約の金額の基準に満たない場合でも施工体制台帳を作成するものとする。なお、この取り扱いは、請負人（元請）が一般建設業者である場合についても同様とする。

ウ. 「適正化法」第 13 条第 1 項及び第 3 項の規定により、請負者は、作成した施工体制台帳の写しを発注者に提出すること。また、同条第 3 項の規定により施工体制台帳に基づき、施工体系図を作成し工事関係者及び公衆が見やすい場所へ掲げるとともに、その写しを発注者に提出すること。また、施工体制台帳の内容が変更になった場合は、直ちに再提出し施工体系図も再掲示しなければならない。

◆提出物 … 「施工体制台帳」「施工体系図」の写し

●掲示物 … 「施工体系図」

エ. 建設業法第 3 条第 1 項のただし書きにより、500 万円以上の工事を下請けさせる場合は、下請け業者は建設業の許可を有するものに限る。

二 建設業法第 26 条の規定により、請負者が工事現場ごとに設置しなければならない専任の主任技術者又は専任

の監理技術者については、適切な資格、技術力等を有する者（工事現場に常駐して、専らその職務に従事する者で、請負者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものに限る。）を配置すること。

◆提出物 … 「現場代理人及び主任技術者等の通知」

ア. 建設業法第 26 条第 1 項の規定により、一般建設業者（監理技術者をおかなければならぬ特定建設業者を除くすべての建設業者）は元請又は下請のいかんを問わず、すべて主任技術者を置かなければならぬ。

イ. 建設業法第 26 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定により、土木工事業者は当該土木一式工事の内容である他の建設工事（各部分的専門工事）を自ら施工する場合は、当該工事に関し専門技術者（主任技術者の資格を有する者）を工事現場におき、工事施工の技術上の監理を行わせなければならない。（専門工事の資格者であれば兼務できる。）

■記載する物 … 「施工体制台帳」「施工体系図」

三 請負者が工事現場ごとに設置しなければならない専任の監理技術者のうち、当該建設工事に係る建設業が指定建設業である場合の監理技術者は、建設業法第 15 条第 2 号イに該当する者又は同号ハの規定により建設大臣が同号イに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者で、監理技術者証の交付を受けている者を配置すること。この場合において、監理技術者の写しを契約時に提出する。また発注者から請求があったときは、資格者証を提示すること。

◆提出物 … 「建退共制度の発注者用掛金収納書」

四 一、二及び三のほか、建設業法等に抵触する行為は行わないこと。

(3) 労働福祉の改善等について

建設労働者の確保を図ること並びに労働災害の防止、適正な賃金の確保、退職金制度及び各種保険制度への加入等労働福祉の改善に努めること。

(4) 建設業退職金共済制度について

一 建設業者は、自ら雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に共済証紙を貼付すること。

二 建設業者が下請契約を締結する際は、下請業者に対して、建退共制度の趣旨を説明し下請業者が雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙をあわせて購入して現物により交付すること、又は建退共制度の掛金相当額を下請代金中に算入することにより、下請業者の建退共制度への加入並びに共済証紙の購入及び貼付を促進すべきこと。

三 請負代金の額が 800 万円以上の建設工事の請負契約を締結したときは、建設業者は、建退共制度の発注者用掛金収納書（以下「収納書」という。）を工事締結後 1 ヶ月以内に事務所長に提出すること。なお、工事契約締結当初は工場制作の段階であるため建退共制度の対象労働者を雇用しないこと等の理由により、期限内に当該工事に係る収納書を提出できない事情がある場合においては、あらかじめその理由及び共済証紙の購入予定期限を書面により申し出ること。

◆提出物 … 「建退共制度の発注者用掛金収納書」

四 建設業者は、三の申し出を行った場合、請負代金額の増額変更があった場合等において、共済証紙を追加購入したときは、当該共済証紙に係る収納書を工事完成時までに提出すること。なお、三の申し出を行った場合又は請負代金額の増額変更があった場合において、共済証紙を追加購入しなかったときは、その理由を書面により申し出ること。

五 共済証紙の購入状況を把握するため必要があると認めるときは、共済証紙の受払い簿その他関係資料の提出を求めることがあること。

六 建退共制度に加入せず、又は共済証紙の購入若しくは貼付が不十分な建設業者については、指名等において考慮することがあること。

七 下請業者の規模が小さく、建退共制度に関する事務処理能力が十分でない場合には、元請業者に建退共制度への加入手続き、共済証紙の共済手帳への貼付等の事務の処理を委託する方法もあるので、元請業者においてできる限り下請業者の事務の受託に努めること。

(5) ダンプトラック等による過積載、不正改造等の防止について

一 積載重量制限を超えて工事用資材を積み込みます、また積み込ませないこと。

- 二 過積載、不正改造等を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
- 三 資材等の過積載を防止するため、建設発生土の処理及び骨材等の購入等にあたっては、下請事業者及び骨材等納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
- 四 さし枠装着車、物品積載装置、リヤバンパー等を不正改造したダンプカー及び不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。並びに工事現場に出入りすることのないようにすること。
- 五 過積載車両、さし枠装着車、リヤバンパーの切断・取り外し改造車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等、過積載、不正改造等を助長することのないようにすること。
- 六 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし枠装着車、リヤバンパーの切断・取り外し改造車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
- 七 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（以下法という。）の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。
- 八 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠ける者又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。
- 九 以上のことにつき、下請契約における受注者を指導すること。
- 十 上記の対策について、施工計画書に具体的に記載すること。

14 質疑について 公告文を参照すること。

排出ガス対策型建設機械について

本工事においては、(表-1)に示す建設機械を使用する場合は、排出ガス対策型建設機械の使用を原則とする。

本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付建設省経機発第249号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。排出ガス対策型建設機械を使用出来ない場合は、平成7年度建設技術評価制度募集課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着することで、排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。ただし、これにより難い場合は、監督員と協議するものとする。

排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において、使用する建設機械の写真撮影を行い、監督員に提出するものとする。

(表-1) 排出ガス対策型建設機械を原則使用とする機種

機種	備考
一般工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル（車輪式） ・ブルドーザ ・発動発電機（可搬式） ・空気圧縮機（可搬式） ・油圧ユニット (以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシーンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの； 油圧ハンマ、バイブロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入引抜機、アースオーナ、オールケーシング掘削機、リバースサキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、前回転型オールケーシング掘削機) ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ホイールクレーン	ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kw以上260kw以下）を搭載した建設機械に限る。 (閲覧設計書等で2次基準値と表示している機種については、2次基準値を標準とする工種です。)

○資材単価等について

本工事に係る工事費の積算にあたっては、「長野県建設工事等設計単価（平成25年度実施設計単価表）」や積算資料5月号(財団法人経済調査会)及び建設物価5月号(財団法人建設物価調査会)に設定されている単価や見積りにより予定価格を算出しています。「長野県建設工事等設計単価」は、合同庁舎行政情報コーナー（県庁行政情報センター）や県立図書館において閲覧できます。

見積り単価は以下の見積り単価一覧表のとおりです。なお、使用した単価は予定価格算出のものであり、特定の製品や民間取引を指定したものではありません。

見 積 単 價 一 覧 表

名 称	規格・形状	単位	単 價	備 考
ジェットファン(Φ1030mm)	横型双翼軸流送風機 全閉型 3相誘導電動機 出力25KW以下	台	9,500,000	
ターンバックル	1組6本	組	351,000	
手元開閉機箱	屋外露出坊噴流型 3Φ 3W 460V 60Hz	面	480,000	
軸受 ベアリング		個	12,000	
羽根車		枚	925,000	
電動機		台	1,220,000	